大阪府後期高齢者医療広域連合職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の 遂行の支援に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員(以下「広域連合職員」という。)が職務上の行為により故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたとして当該他人が当該広域連合職員(広域連合職員であった者を含む。)を被告として提起した損害賠償の請求を目的とする訴訟の遂行を広域連合長が支援することにより、職員が職務に精励することができる環境を整備し、もって広域連合行政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 職員 広域連合長、副広域連合長及び広域連合職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに広域連合長が特に認める職員をいう。
 - (2) 損害賠償請求訴訟 職員の職務上の行為により故意又は過失によって違法に他人に 損害を与えたとして当該職員(職員であった者を含む。)に対し損害の賠償を求める 訴えに係る訴訟をいう。
 - (3) 対象行為 損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為をいう。

(支援を要する旨の申出)

- 第3条 職員は、損害賠償請求訴訟 (職員が広域連合職員でなかった時にした行為に係る ものを除く。) を他人から提起された場合で、当該訴訟を遂行するために支援を要する ときは、その旨を広域連合長に申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出は、申出書(別記様式)を提出しなければならない。
- 3 広域連合長は、第1項の規定による申出をした者(以下「申出者」という。) に対し、当該申出に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提出、意見及び説明を求めることができる。

4 広域連合長は、第1項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申出者が対象行為をした時の所属の長の職にある者又は当時の状況をよく知る者に対し、当該申出に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提出及び意見の陳述を求めることができる。

(支援の方法)

- 第4条 広域連合長は、申出者が対象行為をした時に広域連合職員であった場合は、当該申出に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援の要否及び支援方法を判断するため、弁護士にその意見を聴くことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 対象行為が申出者の職務上の行為でないことが明らかであるとき。
 - (2) 申出者が対象行為について故意又は重大な過失があったことが明らかであるとき。
 - (3) 申出者の当該申出に係る損害賠償請求訴訟の原告及び対象行為が次項の規定により 既に広域連合長が遂行を支援することとした損害賠償請求訴訟の原告及び対象行為と 同じであるとき。
- 2 広域連合長は、前項の意見を勘案し必要があると認めるとき又は前項第3号に該当する場合で必要があると認めるときは、前条第1項の規定による申出に係る損害賠償請求 訴訟の遂行を支援する。
- 3 前項の規定による支援は、次に掲げるもののうち、広域連合長が必要と認めるものと する。
 - (1) 支援対象訴訟(前項の規定により遂行を支援することとした前条第1項の規定による申出に係る損害賠償請求訴訟をいう。以下この項において同じ。)の遂行のための弁護士の紹介
 - (2) 裁判所に提出する書面等の作成に関する助言
 - (3) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第43条に規定する補助参加の申出
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、支援対象訴訟の遂行のために必要な支援 (支援の打切り)
- 第5条 広域連合長は、次の各号いずれかに該当する場合は、弁護士にその意見を聴いた 上で、第4条による支援を打ち切ることができる。
 - (1) 対象行為が支援を受けている者の職務上の行為でないことが判明したとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、広域連合長が支援する必要がなくなったと認めるとき。 (細則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の際現に裁判所に係属している損害賠償請求訴訟 についても、適用する。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 様

申出者 所属 氏名

下記の訴訟の遂行については、大阪府後期高齢者医療広域連合長による支援が必要ですので、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則第3条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 事件番号・事件名
- 2 当事者
 - (1) 原告
 - (2) 被告
- 3 訴訟提起年月日
- 4 上記訴訟において損害の原因とされた行為に係る事実関係
- 5 原告の主張に対する申出者の意見
- 6 添付書類

以上